市町名	鈴鹿市

令和7年3月更新

本庁舎所在	鈴鹿市神戸一丁目18番18号		郵便番号	513-8701	代表TEL	059-382-1100
境界立会･確認担当部署	部	都市整備部	TEL	059-382-9084	FAX	059-382-7312
	課	土木総務課		庁舎8階	メール	dobokusomu@city.suzuka.lg.jp

鈴鹿市 HP上の関連情報		→鈴鹿市ホームページ	本庁以外の戸籍･住民票等の発行窓口	
立会･確認申請の要綱・要領等の有無		あり　→ 事務取扱要領等	あり	各地区市民センター
立会申請書等のひな形ダウンロード		あり　→ 境界確認申請書等ひな形		
その他	地図情報サービス	あり　→ 市認定道路	あり	日曜日　9：00から12:00
	基準点要綱	あり　→地理情報サービス	本庁1階	

境界確認申請・立会いに関する特記事項
境界確認申請した後、近隣の過去立会い資料があれば提供してもらえる。 境界確認申請時に仮測量実測図の添付までは求めないが、後にでも実測図の提供をいただけるとありがたい。 境界確認書は申請人は実印を押印、印鑑証明書要添付。 幅の狭い道路や水路において境界確認する場合、対面地の境界立会、境界杭設置および境界確認書への押印が必要 土地改良区・水利組合等の境界立会、境界確認書への押印が必要な場合あり。会HP の支部からのお知らせを参照。

地元自治会等の立会いの要否	要	自治会長の立会および境界確認書への押印は原則必要。 上記境界確認への参加は各自治会の任意のため、立会に欠席の場合は理由書等で対応する。

敷地後退(セットバック)助成金制度	あり

道路中心立会･確認担当部署	部	都市整備部	TEL	059-382-9047	FAX	059-382-7615
	課	市街地整備課		庁舎10階	メール	shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp

助成金交付の要綱・要領等の有無	あり	→ 事務取扱要領等	道路中心立会･申請に関する特記事項
狭あい道路整備事業協議申請書	あり	→ 狭あい道路整備事業協議申請書のひな形	境界確認申請書とは別に、中心線立会等の
道路中心立会い等	あり	→ 道路中心確認申請書等ひな形	申請書の提出が必要。
その他			